［削る］	（電子情報処理組織による届出の効果等） **第十四条**　前条第一項の規定により行われた届出については、書面により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。 ２　前条第一項の規定により行われた届出は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部改正）

第三条　地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成二十八年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（審理の期日及び場所）	（審理の期日及び場所）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
［２～４　略］	［２～４　同上］
５　代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審理の場所とは別の場所にいる自治紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理に出席させることができる。	［新設］
６　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審理の場所とは別の場所にいる当事者を前項の方法によって、審理に出席させることができる。	［新設］
（利害関係人の参加）	（利害関係人の参加）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　前条第二項、第四項及び第六項の規定は、参加人について準用する。	４　前条第二項及び第四項の規定は、参加人について準用する。
（呼出状）	（呼出状）
第十八条　［略］	**第十八条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
２　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審理の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理に出席させることができる。	［新設］
（検証の申立て）	（検証の申立て）
第二十条　［略］	**第二十条**　［同上］
［２　略］	［２　同上］
３　自治紛争処理委員は、当事者等に異議がない場合であって、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。	［新設］